

令和7年度 製造業支援助成事業 募集要項

1 事業内容

小平市内の中小企業者等が、「販路拡大」「商品・製品・技術開発」「技術取得・経営強化のための研修費」等、事業展開の維持・拡大を図るために要する経費を助成します。

2 助成対象事業

- ① 製品開発費の助成（試作品作成費・加工費・材料費等）
- ② 環境対策費の助成（省エネ機器購入費・節電対策工事費・省エネ性能維持のためのメンテナンス費等）
- ③ 展示会参加費用等の助成（出展費・ブース加工費・新聞、雑誌等への広告掲載費等）
- ④ 製品カタログ等作成費用の助成（会社案内、製品カタログ・パンフレット等の作成費等）
- ⑤ 知的財産権及び特許の取得費の助成（調査費・取得手数料等）

3 申請要件

- ① 小平商工会の会員であること。
- ② 主たる事業が産業分類上の製造業であること。
- ③ 小平市内に主たる事業所を有する個人事業者、または登記簿上の本店所在地もしくは営業所を小平市内に有する法人であること。
- ④ 市税および事業税等に滞納がないこと。
- ⑤ 小平商工会に対する会費・手数料等に未納がないこと。
- ⑥ 同一内容で、国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等から助成を受けていないこと。
- ⑦ 過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成に関して、不正等を行っていないこと。
- ⑧ 反社会的勢力と一切の関係がないこと。
- ⑨ 令和6年度に当助成金の交付を受けていないこと。

4 助成金額

助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（税抜）（10/10）のうち最大50万円（1万円未満切捨て）を助成します。

5 助成金の申請および交付手順

- ① 助成金の申請を希望される方は、申請書（様式1）をご提出ください。申請期限は令和7年12月26日（金）です。ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了することがあります。
- ② ご提出いただいた申請内容は、審査のうえ、交付の可否を記載した「結果通知書」を送付いたします。
- ③ 事業終了後は、10日以内に、実績報告書（様式2）、請求書（様式3）、および必要な証憑書類をご提出ください。
- ④ 実績内容を確認のうえ、助成金額を確定し、「助成金額確定通知書」を送付した後、助成金をお支払いいたします。

6 助成対象期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）までに実施し、かつ経費の支払いが完了していること。

7 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※助成金予算が終了した場合は締切期日前でも受付を終了します。

8 助成対象経費

- ① 本事業の目的にのみ使用される経費で、前述の第2項①～⑤に対応するもの。
- ② 展示会出展は一般公開されている展示会に限ります。出展時は、出展ブース内に申請企業名を表示してください。

9 助成対象外経費

- ① 関連会社（親会社、子会社、資本関係や役員兼務がある会社等）との取引に要する費用

- ② 間接経費（交通費、保険料、納品時の送料、印紙代、雑費等）
- ③ 自社で主催する展示会に要する費用
- ④ 費用負担の妥当性が説明できない共同出展の経費
- ⑤ コンパニオン、アルバイト等外部人材派遣に関する経費（通訳費含む）
- ⑥ その他、内容により対象外となる場合があります。詳細は商工会までご確認ください。

10 申請に関する注意事項

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 審査の経過や結果に関する問い合わせには応じかねます。
- ③ 審査の結果は審査終了後に通知します。
- ④ 採択された場合でも予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

11 採択後の注意事項

- ① 実施状況の確認
事業実施後、速やかに実施報告書及び以下の付属資料を提出してください。
 - ・料金の支払いが確認できる書類の写し(領収書・振込書・納品書等)
 - ・作成・配布した広報物の原本(広報物を作成・配布した場合)
 - ・ブース全体、出展状況等出展の状況が分かる写真(展示会出展の場合)
 - ・広告等が掲載された新聞、雑誌等の原本(広告を掲載した場合)
- ② 実績報告書及び付属資料の提出期限
申請された内容に関わるすべての支払完了後、20 日以内に提出してください。期限内の提出がない場合、交付決定を取り消す場合があります。

12 情報の取扱い

- 取得した情報は以下の目的に限り使用します。
- ・当該事業の事務連絡、運営管理、統計分析
 - ・経営支援・技術支援等の各種事業案内やアンケート調査等の依頼
 - ・小平市への情報提供

13 助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、刑事罰の対象となることもあります。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとした場合。
- ② 助成金を他の用途に使用した、またはしようとした場合。
- ③ その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

14 書類様式

- ・「令和7年度製造業支援助成事業 申請書」(様式1) 事業者申請用
- ・「令和7年度製造業支援助成事業 実績報告書」(様式2) 事業者報告用
- ・「令和7年度製造業支援助成事業 請求書」(様式3) 事業者請求用

15 申請書提出について

申請書類は、小平商工会までご提出ください。必要に応じて追加資料の提出や説明を求める場合があります。